

厚生労働大臣が定める手術の施設基準の実績

厚生労働大臣が定める、手術の施設基準について、当院の令和6年1月～令和6年12月までの実績については、下記の通りです。

医療法人財団康生会 武田病院

1. 区分1に分類される手術の件数

分類	手術実数	各項目に分類される手術
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	11	頭蓋内腫瘍摘出、頭蓋内腫瘍摘出、経鼻的下垂体腫瘍摘出、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建、定位的脳内
イ 黄斑下手術等	0	黄斑下手術、硝子体茎頭微鏡下離断、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出（表在性）、同（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去（表在性）
ウ 鼓室形成手術等	0	鼓室形成、内耳窓閉鎖、経耳的聴神経腫瘍摘出、経迷路の内耳道開放術
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、気管支形成を伴う肺切除、胸壁悪性腫瘍手術、醸膿胸膜、胸膜肺胝切除（通常のもの、胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填、胸郭形成（膿胸手術の場合）、気管支形成手術、胸膜外肺皮剥術、胸腔鏡下膿胸腔搔爬術
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	338	経皮的カテーテル心筋焼灼術

2. 区分2に分類される手術の件数

ア 靭帯断裂形成手術等	13	靭帯断裂形成（関節鏡下によるものを含む）、観血的関節授動、骨悪性腫瘍手術、脊椎、骨盤悪性腫瘍手術
イ 水頭症手術等	36	水頭症手術、脳血管内手術、経皮的脳血管形成術
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	涙嚢鼻腔吻合、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術、鼻咽腔悪性腫瘍手術
エ 尿道形成手術等	0	尿道下裂形成手術、前立腺精嚢悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎盂腫瘍切除術、膀胱単純切除術、膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く）
オ 角膜移植術	0	
カ 肝切除術等	10	肝切除術、腓体尾部腫瘍切除、腓頭部腫瘍切除、骨盤内臓全摘、胆管悪性腫瘍手術、副腎悪性腫瘍手術
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	0	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成、膈壁悪性腫瘍手術、造膈術（拡張器利用を除く）、女性外性器悪性腫瘍手術

3. 区分3に分類される手術の件数

ア 上顎骨形成術等	0	顔面神経麻痺形成術、上顎骨形成術、頬骨変形治療骨折矯正、顔面多発骨折靭血の手術
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、咽頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術、口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	
エ 母指化手術等	0	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付き）、神経血管柄付植皮（手・足）、母指化手術、指移植手術
オ 内反足手術等	0	内反足手術、先天性気管支狭窄症
カ 食道切除再建術等	0	食道切除再建、食道腫瘍摘出（開胸、開腹、腹腔鏡、縦隔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍切除（単に切除のみ）、同（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次の再建術、食道裂孔ヘルニア手術、腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術
キ 同種死体腎移植手術等	0	移植用腎採取術（生体）、同種腎移植術、腹腔鏡下移植用陣採取術（生体）、同種死体腎移植術及び生体腎移植術

4. 区分4に分類される手術の件数

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	212
----------------	-----

5. その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	75
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及び、ペースメーカー交換術	89
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心臓を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	40
経皮的冠動脈形成術	82
急性心筋梗塞に対するもの	9
不安定狭心症に対するもの	6
その他のもの	67

経皮的冠動脈血栓切除術	2
経皮的冠動脈ステント留置術	193
急性心筋梗塞に対するもの	27
不安定狭心症に対するもの	11
その他のもの	155